

テクノプラザ地区 地区計画 変更理由書

1.地区計画変更の背景と必要性

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 26 号)により都市計画法及び建築基準法が改正され、新たな用途地域の類型として「田園住居地域」が創設された。これにより本地区計画の地区整備計画において建築基準法別表第 2 の規定を引用している建築物等の用途制限の内容の一部に条項ずれが生じることから、この法律改正との整合を図るため、本地区計画を本案のとおり変更する。

また、既に施行済みである建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号)において、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」とする字句修正が行われており、今回の規定整理に併せて所要の字句修正を行うものである。

2.地区計画の変更内容

次に掲げる地区整備計画(建築物等に関する事項)を変更する。

- 建築物等の用途の制限 (1)建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)別表第 2 (る)項を、同(を)項に変更する。
- 建築物等の用途の制限 (3)「身体障害者福祉ホーム」を、「福祉ホーム」に変更する。